

令和4年8月9日提出

# 教育委員会会議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和4年8月9日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 渡部 佳子 委員

4 付 議 議 案

議案番号	件 名	頁
議案第18号	市議会の議決を要する事件の議案(財産の取得)について	2
議案第19号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について	6
議案第20号	木更津市指定文化財の指定について	7

5 報 告 事 項

(1) 報告第5号 臨時代理の報告について  
職務の級が6級以上の職員等の人事について(12P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

## 議案第18号

市議会の議決を要する事件の議案（財産の取得）について

令和4年9月市議会定例会に提案する議案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第10号の規定により、議決を求める。

令和4年8月9日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

## 提案理由

金田地区における児童の増加に伴う教育環境の整備のため、木更津市立金田小学校用地として土地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 号

財産の取得について

市は、次の土地を取得する。

令和4年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業施行区域内

仮換地100街区2画地

地 積 9, 178平方メートル

2 取得目的 木更津市立金田小学校用地

3 取得金額 201, 304, 134円

4 取得の相手方 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県

千葉県知事 熊谷 俊人

提案理由

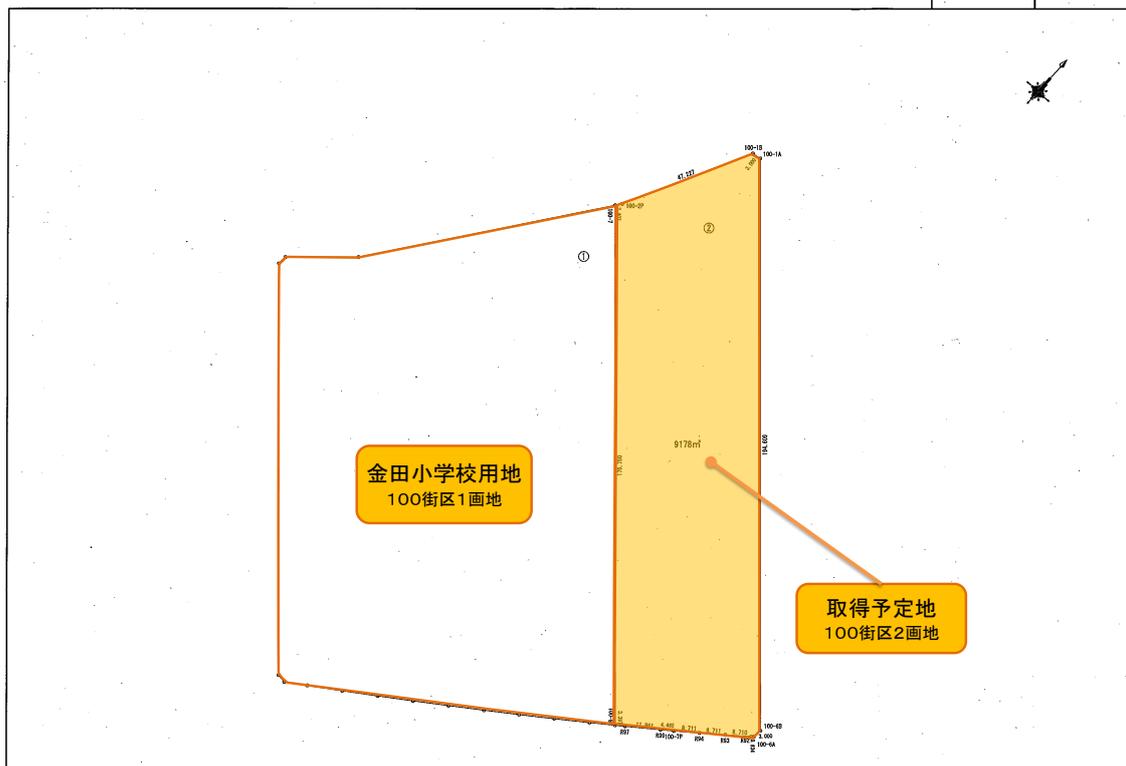
金田地区における児童の増加に伴う教育環境の整備のため、木更津市立金田小学校用地として土地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

**位置図**



**仮換地位置図**

街区番号	100
------	-----



## 議案第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について

別紙のとおり報告書とし、市議会へ提出するとともに公表することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則(昭和61年木更津市教育委員会規則第1号)第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和4年8月9日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定により、令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い報告書を作成したので、市議会への提出及び公表をすることについて、議決を得ようとするものである。

議案第20号

木更津市指定文化財の指定について

次の文化財を木更津市指定文化財に指定することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第16号の規定により、議決を求める。

令和4年8月9日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

名 称	中越遺跡出土小銅鐸 附石製舌
員 数	1点 石製舌1点
種 別	有形文化財（考古資料）
所 有 者	木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市
所 在 地	木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館金のすず

提案理由

令和4年7月21日付けで木更津市文化財保護審議会から答申があったので、木更津市文化財保護条例（昭和51年木更津市条例第30号）第4条第1項の規定により、木更津市指定文化財に指定しようとするものである。

写

令和4年7月21日

木更津市教育委員会 様

木更津市文化財保護審議会  
会長 古泉 忠之



木更津市指定文化財の指定について（答申）

令和4年3月24日付け木教文第390号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

木更津市指定文化財として適当であると認めます。

名 称	中越遺跡出土小銅鐸 附石製舌
員 数	1点
種 別	有形文化財（考古資料）
所 有 者	木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市
所 在 地	木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館金のすず

## 木更津市指定文化財の新指定に係る候補資料の概要

### 中越遺跡出土小銅鐸

- 1 資料名 中越遺跡出土小銅鐸
- 2 員数 1点
- 3 種別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館金のすず
- 5 所有者 木更津市
- 6 製作年 3世紀
- 7 法量 小銅鐸 全高 63.3mm、最大幅 35.8mm、重さ 33.89g  
舌 全長 33.2mm、最大幅 24.0mm、最大厚 16.0mm、重量 13.80g

#### 8 概要

中越遺跡は、木更津市大久保字中越に所在する。東関東自動車道（千葉・富津線）建設に伴い、平成6年1月から同年5月に、財団法人千葉県文化財センターにより発掘調査（調査面積 3,500 m<sup>2</sup>）が行われ、弥生時代後期から古墳時代前期および、奈良・平安時代の集落の一部が確認された。この集落遺跡で小銅鐸をはじめとする多くの遺物が出土した。

小銅鐸は、弥生時代後期から古墳時代前期の祭祀に用いられたと考えられるもので、これまでに国内で50例以上が出土している。千葉県内では、西上総地方の遺跡から7点が出土し、その内訳は、袖ヶ浦市2（文脇遺跡・水神下遺跡）、君津市1（大井戸八木遺跡）、木更津市1（中越遺跡）、市原市3（草刈遺跡、川焼台遺跡、天神台遺跡）である。小銅鐸は、各地で行われた大規模な発掘調査にもかかわらず、出土例が少ない貴重なもので、君津地方の小銅鐸のうち、中越遺跡以外の3点については、いずれも県指定、市指定文化財に指定されている。

中越遺跡の小銅鐸は、古墳時代前期の竪穴住居（SI019）の覆土上層より出土し、出土状況から埋没の進んだ住居の覆土中に、埋納されたと推定できる。小銅鐸は高さ 63.3mm、最大幅 35.8mm、重量 33.89g である。

小銅鐸の内部には礫が入った状態で出土しており、この礫は内部に収まる大きさから、舌（ぜつ）の可能性が高いと考えられる。舌とは音を鳴らすために、内部に吊るした「振り子」である。この小銅鐸は、振ると舌と内側の金属部分が触れて、音を発する仕組みが確認できる貴重な事例でもある。舌と考えられる礫は、長さ 33.2mm、幅 24.0mm、厚み 16.0mm、重量 13.80g である。

小銅鐸を含む中越遺跡の出土品は、発掘調査後に千葉県の帰属となったが、郷土

博物館での展示資料、さらに、新たな指定候補とするために、令和元年 12 月 19 日付けで、千葉県教育委員会あて譲与申請を行った。その結果、令和 2 年 1 月 21 日付で木更津市に譲与され、市の所有になっている。現在は、本年 7 月 17 日にリニューアルオープンした、木更津市郷土博物館「金のすず」で展示されている。

## 9 市指定文化財としての適否

本資料は、発掘調査により埋納状態が確認でき、さらに銅鐸本体に舌と考えられる礫がともなう点も、極めて貴重な事例である。また、弥生時代に青銅祭器を殆ど使用しなかった東日本地域が、畿内・東海地方とどのような関係を持ちながら古墳時代へと移行したのか。この点を知るうえで、本資料は重要な意味を持つ。

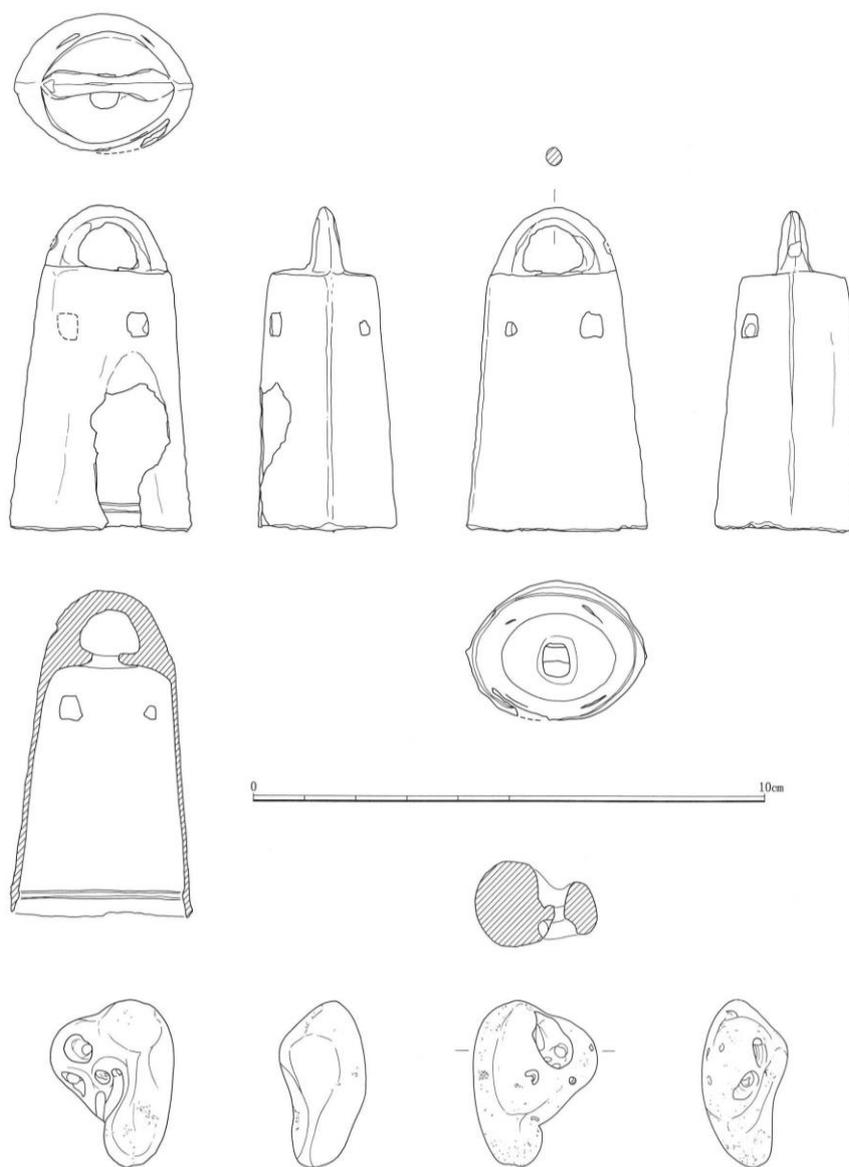
以上により本資料は、木更津市域はもとより、房総さらに日本列島全域の古墳時代前期の歴史を語る上で欠くことができない資料であり、木更津市指定文化財（有形文化財・考古資料）として指定することが適切であると判断される。

## 10 今後の取扱いについて

木更津市郷土博物館「金のすず」において適切に保管・管理し、積極的に活用・公開することが望ましい。なお、活用・公開に当たっては、古墳時代前期の木更津および房総の歴史を物語る資料として活用することに留意されたい。

## 11 参考資料

今泉 潔・新田浩三『東関東自動車道（千葉・富津線）埋蔵文化財調査報告書 11 ー木更津市中越遺跡ー』 財団法人 千葉県文化財センター、2002 年。



中越遺跡出土の小銅鐸・石製舌 実測図 (S=2/3)



小銅鐸・石製舌



石製舌の状態 (出土時)

報告第5号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月9日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和4年7月20日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第7号

職務の級が6級以上の職員等の人事について

別紙のとおり

職務の級が6級以上の職員等の人事について

(1) 退職（令和4年7月31日付） 1名

現 職 名	氏 名	備 考
教育部学校教育課主幹 学校再編係長事務取扱い	中尾 崇	岩根中学校長へ

(2) 変更（令和4年8月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部 部参事 教育部学校教育課長事務取扱い 兼学校教育課学校再編係長事務取扱い	今井 克彦	教育部 部参事 教育部学校教育課長事務取扱い